二　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

法人税割の税率引下げに伴う外国税額控除の限度額の計算方法等に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

2　事業税

㈠　都道府県が市町村に交付すべき法人の事業税額を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条及び第四条関係）

㈡　都道府県が法人の事業税の一部を市町村に交付する場合における交付時期及び交付時期毎に交付すべき額に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条及び第四条関係）

3　自動車取得税

自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

4　自動車税

㈠　環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

㈡　平成二九年四月一日に施行することとされている、平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除することとした。（平成二八年改正令第一条関係）

㈢　現行の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

5　軽自動車税

㈠　環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

㈡　平成二九年四月一日に施行することとされている、平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除することとした。（平成二八年改正令第一条関係）

㈢　現行の軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

6　その他

㈠　法人事業税交付金の創設に伴う特別区財政調整交付金の総額を定める地方自治法施行令の規定に係る改正規定の施行期日を平成三二年四月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条及び第一四条関係）

㈡　環境性能割交付金の創設に伴う特別区財政調整交付金の算定方法を定める地方自治法施行令の規定に係る改正規定の施行期日を改正する等の規定の整備を図ることとした。（平成二八年改正令附則第一条及び第一四条関係）

㈢　地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う標準的な規模の収入の額の算定方法を定める地方財政法施行令の規定等に係る改正規定を削除することとした。（平成二八年改正令第七条関係）

㈣　地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三一条第九項又は第一三項の規定による支払金を国税収納金整理資金に関する法律第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定に係る改正規定の施行期日を平成三三年二月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条関係）

㈤　地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正令附則第一条及び第一六条関係）

三　予算決算及び会計令の一部改正関係

地方交付税法の改正により消費税の収入額に対する地方交付税の率が平成三二年度から一九・五パーセントとなることに伴い、剰余金の計算方法について所要の見直しを行うこととした。（第一九条関係）

四　地方自治法施行令の一部改正関係

平成三二年度以後の年度分の特別区財政調整交付金の算定方法について、所要の見直しを行うこととした。（第二一〇条の一二関係）

五　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三六一号）（法務省・厚生労働省）

一　国家公務員退職手当法施行令等の一部改正関係

次に掲げる政令の規定において、外国人技能実習機構を追加することとした。

1　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四（第一条関係）

2　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇（第二条関係）

3　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項（第四条関係）

4　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条及び第四三条第七項（第五条関係）

5　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三七年政令第三九三号）本則（第六条第一号関係）

6　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成一五年政令第二七号）第一条（第六条第二号関係）

7　統計法施行令（平成二〇年政令第三三四号）第一条（第六条第三号関係）

8　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二八年政令第三二号）第二条（第六条第四号関係）

9　行政手続法施行令（平成六年政令第二六五号）第一条（第九条関係）

10　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条（第一〇条関係）

11　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条（第一一条関係）

二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）の一部改正関係（第三条関係）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となる給付金として、外国人技能実習機構への運営費交付金を定めることとした。

三　独立行政法人等登記令（昭和三九年政令第二八号）の一部改正関係（第七条関係）

登記の手続等について、独立行政法人等登記令の適用の対象となる法人として、外国人技能実習機構を定めることとした。

四　登録免許税法施行令（昭和四二年政令第一四六号）の一部改正関係（第八条関係）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部の施行に伴い、登録免許税法改正による必要な条項の手当てを行うこととした。

五　法務省組織令（平成一二年政令第二四八号）の一部改正関係（第一二条関係）

1　大臣官房及び大臣官房人事課の所掌事務の一部を改正することとした。

2　入国管理局並びに同局総務課及び入国在留課の所掌事務の一部を改正することとした。

六　厚生労働省組織令（平成一二年政令第二五二号）の一部改正関係（第一三条関係）

職業能力開発局海外協力課の所掌事務の一部を改正することとした。

七　この政令は、公布の日から施行することとした。